

育児休業取得状況調査票

児童名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

育児休業明けで保育園等の利用を希望される方は、以下の項目をよくお読みいただき、該当する箇所へチェックをしてください。

☐ 直ちに復職を希望する

利用開始月の翌月 1 日までに職場復帰をしてください。なお、生後 6 か月未満で保育園等を利用する場合には慣らし保育終了後に直ちに復帰してください。

☐ 希望する保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる

他の利用希望者を優先に審査を行うため、申込み年度内は指数を減点して審査を行います。希望する保育園等の定員に空きがある場合には入園することとなります。

年 _____ 月 _____ 日

保護者（育児休業取得者）名 _____

※育児休業・給付の延長に係る要件及び手続きについては、ハローワークにご確認ください。

利用の申込みを行った保育園等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみである場合には、速やかな職場復帰を図るために保育園等の利用を希望しているものと認められない方針となっています。

また、一次審査で保育園等の入園が内定したにもかかわらず、やむを得ない理由なく辞退をし、二次審査で入園保留となった場合には、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ育児休業・給付の延長が認められない場合があります。